

# 仕様書

## 1 貸付物件

- (1) 住 所 台東区浅草1-38-6
- (2) 面 積 2.4 m<sup>2</sup>

## 2 使用目的

飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）及び使用済容器回収ボックスを設置する。

## 3 設置台数

2台（内訳：缶・ペットボトル）

## 4 貸付期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間  
(ただし、契約の更新や期間の延長は不可。)

## 5 規格等

### (1) 安全に関する基準

- ア 自動販売機据付規準（JIS規格 JISB8562）を遵守した転倒予防対策を施すこと。
- イ 自販機堅牢化技術基準（日本自動販売機工業会）を遵守し、犯罪防止に努めること。
- ウ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）、自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領（日本自動販売機工業会、日本自動販売協会）等を遵守し、販売品の衛生管理に万全を尽くすこと。
- エ 自動販売機の設置については、区と協議の上、適切な方法を探ること。

### (2) 環境・衛生に関する基準

- ア 景観配慮デザインや外観については、設置場所が公共施設であることを考慮し、区と協議の上、華美な広告や装飾は控えるなど、周辺環境及び建築意匠に配慮した機器を設置すること。
- イ ノンフロン冷媒を採用した機器を設置し、環境負担の軽減に努めること。
- ウ 省エネルギー学習省エネ機能、ヒートポンプ式、ピークカット機能、タイマーによる消灯機能等を採用した機器を設置し、消費電力の削減を図ること。

### (3) 自動販売機及び販売品の管理

- ア 自動販売機が故障したときは、直ちに修理等の対応を行うこと。
- イ 販売品の賞味期限の管理を徹底すること。
- ウ 販売品の補充、金銭管理を適切に行い、トラブルの防止に努めること。
- エ 搬出入の方法、販売時間等について施設管理者の指示に従うこと。

### (4) 原状回復

貸付期間終了後、撤去期日について区と協議の上、速やかに原状回復し返還すること。

(5) 災害対応

- ア 設置する自動販売機は、地震、台風等の災害時に、飲料等を無償提供することができる機種とし、その旨を機器本体に表示すること。これに伴い、区と設置者は、別途無償提供に関する協定を締結する。
- イ 設置する自動販売機は、災害時に区職員が操作して、飲料水等を無償で提供できる機能へ切り替えることが可能な機種であること。

(6) 使用済容器回収ボックス

- ア 使用済容器回収ボックスを貸付物件内に設置し、自動販売機周辺の美化に努めること。
- イ 使用済容器回収ボックスは、原則として自動販売機 1 台に 1 個以上の割合で設置し、色や形状は周辺環境に配慮したものとすること。
- ウ 容器回収頻度と回収量を考慮し、使用済容器回収ボックスから空容器が溢れたり、周囲に錯乱したりしないよう、十分な収容容量のものとする。

(7) その他

- ア 自動販売機には、設置者の氏名、住所、連絡先を明記したステッカー等を利用者が識別しやすい位置に表示すること。
- イ 自販機は床面（コンクリート塗装仕上げ）に直接固定すること。
- ウ 自動販売機に関する関係法令を遵守すること。
- エ 区は、設置施設のレイアウト変更や工事などにより自動販売機の設置場所の変更又は自動販売機事業の休止若しくは中止をする場合については、設置者と協議を行うものとする。

## 6 販 売 品

- (1) 販売品目は、酒類を除く飲料とする。
- (2) 利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク等極力バラエティーに富んだ品揃えとすること。
- (3) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。